

総論

第1部 Part One

刑法の基本原則

第1章	罪法定主義	004
1	法律主義	004
2	遡及処罰禁止	004
3	類推解釈の禁止	005
4	明確性の原則	005
5	絶対的不確定刑の禁止	006
第2章	刑法の適用範囲	007
1	場所的適用範囲	007
(1)	総説	007
(2)	属地主義(1条)	007
(3)	属人主義	010
ア	属人主義(3条)	010
イ	消極的属人主義(3条の2)	012
(4)	保護主義	013
(5)	世界主義	016
(6)	外国判決の効力	017
2	時間的適用範囲	018

第2部 Part Two

犯罪と構成要件

第3章	犯罪の成立要件	022
1	総説	022
(1)	構成要件	022

	(2) 違法(違法性)	023
	(3) 有責(有責性)	023
	2 処罰条件及び処罰阻却事由	023
	(1) 処罰条件	023
	(2) 処罰阻却事由	024
第4章	構成要件	025
	1 総説	025
	(1) 構成要件の意義・機能	025
	(2) 構成要件要素	025
	ア 実行行為 025 イ 結果 025 ウ 因果関係 026	
	2 実行行為	026
	(1) 主体	026
	ア 自然人と法人 026 イ 身分犯 027	
	(2) 客体	029
	(3) 形態	029
	ア 不作為犯 029 イ 間接正犯 032	
	3 犯罪の分類	036
	(1) 結果発生の有無による区分	036
	(2) 法益侵害その他危険性による区分	036
	(3) 法益の現実の侵害の有無による区分	036
	(4) 結果発生後の態様による区分	037
	(5) 行為の主観面による区分	037
	4 因果関係	039
	(1) 意義	039
	(2) 判断基準	039

3

第3部 Part Three

違法性

第5章	違法性及び違法性阻却事由	042
第6章	正当防衛	043
	1 意義	043

	2 成立要件	044
	3 防衛行為の社会的相当性	048
	4 過剰防衛(36条2項)	049
	5 誤想防衛	050
	6 盗犯等防止法における特例	051
第7章	緊急避難	052
	1 意義	052
	2 成立要件	053
	3 業務上の特則(37条2項)	055
	4 過剰避難(37条1項ただし書)	055
	5 誤想避難	056
第8章	正当行為	058
	1 意義	058
	2 法令行為	058
	(1) 職務行為	058
	(2) 権利・義務行為	058
	(3) 政策的理由に基づく行為	058
	(4) 注意的に規定された行為	059
	3 正当業務行為	059
第9章	その他の正当行為	061
	1 自救行為	061
	2 被害者の承諾	062

4

第4部 Part Four

責任

第10章	責任要素	066
	1 責任(有責性)	066
	2 責任能力	066
	3 故意・過失	067
	4 期待可能性	067
第11章	責任能力	068

	1 意義	068
	(1) 責任無能力者	069
	ア 心神喪失者 (39 条 1 項)	069
	イ 刑事未成年者 (41 条)	069
	(2) 限定責任能力者 (心神耗弱者) (39 条 2 項)	069
	2 判断基準	069
	3 存在時期	070
	4 原因において自由な行為	070
第12章	故意	073
	1 意義	073
	2 成立要件	073
	3 種類	075
	(1) 確定的故意	075
	(2) 不確定的故意	075
	ア 概括的故意 075 イ 択一的故意 075	
	ウ 未必の故意 075 エ 条件付故意 076	
第13章	錯誤	078
	1 総説	078
	2 事実の錯誤	078
	(1) 意義	078
	(2) 具体的事実の錯誤	079
	ア 客体の錯誤 079 イ 方法の錯誤 079	
	ウ 因果関係の錯誤 080	
	(3) 抽象的事実の錯誤	082
	3 法律の錯誤	085
第14章	過失	087
	1 意義	087
	2 種類	088
	(1) 認識なき過失と認識ある過失	088
	(2) 重過失	088
	(3) 業務上過失	088
	3 要件と判断基準	090

	(1) 要件	090
	(2) 判断基準	091
	4 信頼の原則	091
	5 管理過失・監督過失	092
第15章	結果的加重犯	094
	1 意義	094
	2 成立要件	094
第16章	期待可能性	096
	1 意義	096
	2 判断基準	096

5

第5部 Part Five

未遂と共犯

第17章	修正された構成要件	098
第18章	未遂	099
	1 総説	099
	2 未遂犯	100
	(1) 成立要件	100
	(2) 実行の着手	100
	(3) 未遂犯処罰規定	102
	(4) 種類	104
	ア 着手未遂と実行未遂	104
	イ 障害未遂と中止未遂	104
	3 予備・陰謀罪	105
	4 中止未遂(中止犯)	107
	(1) 意義	107
	(2) 成立要件	107
	ア 実行の着手 107	イ 自己の意思により(任意性) 108
	ウ 犯罪を中止した(中止行為) 110	
	エ 結果の不発生 112	
	オ 中止行為と結果不発生との因果関係 112	

第19章

5 不能犯	113
(1) 意義	113
(2) 判断基準	113
共 犯	115
1 総 説	115
(1) 意義	115
(2) 種類	115
ア 必要的共犯 115 イ 任意的共犯 116	
2 共同正犯	118
(1) 意義	118
(2) 成立要件	118
ア 共同実行の意思 118 イ 共同実行の事実 120	
(3) 共同正犯の諸問題	120
ア 共謀共同正犯 120 イ 承継的共同正犯 123	
ウ 過失犯の共同正犯 124	
エ 結果的加重犯の共同正犯 126	
オ 片面的共同正犯 127	
3 教唆犯	128
(1) 意義	128
(2) 成立要件	129
ア 人を教唆すること 129	
イ 被教唆者が犯罪を実行すること 130	
(3) 未遂の教唆と教唆の未遂	132
(4) 教唆の教唆等	132
(5) 片面的教唆	133
(6) 教唆犯の処罰	134
4 幫助犯	135
(1) 意義	135
(2) 成立要件	135
ア 正犯を幫助すること 136	
イ 被幫助者が犯罪を実行すること 137	
(3) 未遂の幫助と幫助の未遂	138

(4) 幫助の幫助等	139
(5) 片面的幫助	140
(6) 幫助犯の処罰	141
5 共犯の諸問題	142
(1) 共犯と身分	142
ア 真正身分犯に対する非身分者の加功	142
イ 不真正身分犯に対する非身分者の加功	143
(2) 共犯の錯誤	145
(3) 共犯の中止犯	147
(4) 共犯関係からの離脱	148
ア 実行の着手前の離脱	148
イ 実行の着手後の離脱	148
(5) 予備罪の共同正犯	151
(6) 共犯と違法性阻却事由等	152

6

第6部 Part Six

罪数と刑罰

第20章 罪数 156

1 総説	156
2 犯罪の個数	156
(1) 本来的一罪	157
ア 単純一罪 157	
イ 法条競合 157	
ウ 包括一罪 158	
(2) 犯罪成立上の数罪	162
ア 科刑上一罪 162	
イ 併合罪 170	
ウ 単純数罪 176	

第21章 刑罰 177

1 総説	177
2 刑罰の種類	177
(1) 生命刑：死刑	178
(2) 自由刑：懲役、禁錮、拘留	178
ア 懲 役 178	
イ 禁 錮 179	
ウ 拘 留 180	
(3) 財産刑：罰金、科料、没収	180

ア 罰金・科料 180	イ 没 収 181	
3	刑の適用	185
(1)	意 義	185
(2)	刑の適用の過程	186
ア	法定刑 186	
イ	処断刑 186	
ウ	宣告刑 187	
(3)	法定刑の修正	187
ア	累犯加重 187	
イ	法律上の減輕 188	
ウ	併合罪加重 190	
エ	酌量減輕 190	
4	刑の執行	192
(1)	総 説	192
(2)	刑の執行猶予	192
ア	意 義 193	
イ	執行猶予の取消し 195	
ウ	執行猶予期間経過の効果 197	
(3)	仮釈放	198
ア	意 義 199	
イ	仮釈放の取消し 200	
5	親告罪	200
(1)	意 義	200
(2)	告訴期間	201
(3)	親告罪と非親告罪	201

各 論

第1部 Part One

個人的法益に対する罪

第1章 生命・身体に対する罪 206

1	総 説	206
(1)	人の始期	206
(2)	人の終期	206

2 殺人の罪	207
(1) 殺人罪(199条)	207
ア 保護法益 207 イ 客 体 207 ウ 行 為 207	
エ 着手時期 208 オ 既遂時期 208	
(2) 殺人予備罪(201条)	208
ア 保護法益 208 イ 行 為 209 ウ 主観的要件 209	
エ 着手時期 209 オ 既遂時期 209	
(3) 自殺関与罪(202条前段)	209
ア 保護法益 209 イ 客 体 209 ウ 行 為 209	
エ 着手時期 210 オ 既遂時期 210	
(4) 同意殺人罪(202条後段)	210
ア 保護法益 210 イ 客 体 210 ウ 行 為 210	
エ 着手時期 210 オ 既遂時期 210	
3 傷害の罪	211
(1) 傷害罪(204条)	211
ア 保護法益 211 イ 客 体 211 ウ 行 為 211	
エ 故 意 212 オ 着手時期 212 カ 既遂時期 212	
(2) 傷害致死罪(205条)	213
(3) 現場助勢罪(206条)	213
(4) 同時傷害の特例(207条)	214
(5) 暴行罪(208条)	215
ア 保護法益 215 イ 客 体 215 ウ 行 為 216	
エ 着手時期 216 オ 既遂時期 216	
(6) 凶器準備集合罪・同結集罪(208条の2) ...	217
ア 保護法益 217 イ 行 為 217 ウ 主観的要件 218	
エ 着手時期 218 オ 既遂時期 218	
4 過失傷害の罪	219
(1) 総 説	219
(2) 過失傷害罪(209条)	219
(3) 過失致死罪(210条)	220
(4) 業務上過失致死傷罪(211条前段)	220
(5) 重過失致死傷罪(211条後段)	220

5	自動車運転死傷処罰法	221
(1)	制定の経緯	221
(2)	自動車運転死傷処罰法的主要ポイント	221
	ア 刑法の「危険運転致死傷罪」を自動車運転死傷処罰法に移行し、さらに、適用対象を追加(2条)	221
	イ 「危険運転致死傷罪」の適用対象を新設(3条)	222
	ウ 飲酒運転事故等の「逃げ得」を防止する処罰規定を新設(4条)	222
	エ 刑法から移行された自動車運転過失致死傷罪を「過失運転致死傷罪」に名称変更(5条)	222
	オ 無免許運転による刑の加重(6条)	222
(3)	自動車運転死傷処罰法の概要	223
6	遺棄の罪	224
(1)	単純遺棄罪(217条)	224
	ア 保護法益 224 イ 客 体 224 ウ 行 為 225	
	エ 着手時期 225 オ 既遂時期 225	
(2)	保護責任者遺棄等罪(218条)	225
	ア 保護法益 225 イ 客 体 226 ウ 行 為 226	
	エ 着手時期 226 オ 既遂時期 226	
(3)	遺棄等致死傷罪(219条)	227
	ア 保護法益 227 イ 客 体 227 ウ 行 為 227	
	エ 着手時期 227 オ 既遂時期 227	
第 2 章 自由及び私生活の平穩に対する罪 ———— 229		
1	逮捕及び監禁の罪	229
(1)	逮捕・監禁罪(220条)	229
	ア 保護法益 230 イ 客 体 230 ウ 行 為 230	
	エ 着手時期 230 オ 既遂時期 230	
(2)	逮捕・監禁致死傷罪(221条)	232
2	脅迫の罪	232
(1)	脅迫罪(222条)	232
	ア 保護法益 233 イ 客 体 233 ウ 行 為 233	
	エ 着手時期 234 オ 既遂時期 234	

(2) 強要罪 (223 条)	235
ア 保護法益 235	イ 客 体 235
ウ 行 為 235	
エ 着手時期 236	オ 既遂時期 236
3 略取及び誘拐の罪	236
(1) 総 説	236
(2) 未成年者拐取罪 (224 条)	237
ア 保護法益 237	イ 客 体 237
ウ 行 為 237	
エ 着手時期 237	オ 既遂時期 237
(3) 営利目的等拐取罪 (225 条)	238
ア 保護法益 238	イ 客 体 238
ウ 行 為 238	
エ 主観的要件 238	オ 着手時期 239
カ 既遂時期 239	
(4) 身の代金目的拐取罪 (225 条の 2 第 1 項) ...	239
(5) 拐取者身の代金要求罪 (225 条の 2 第 2 項) ...	241
(6) 收受者身の代金要求罪 (227 条 4 項前段) ...	241
(7) 所在国外移送目的拐取罪 (226 条)	241
(8) 被略取者引渡し等罪 (227 条)	242
(9) 解放による刑の減輕 (228 条の 2)	243
(10) 身の代金目的略取等予備罪 (228 条の 3) ...	243
(11) 親告罪 (229 条)	243
4 性的自由に対する罪	244
(1) 総 説	244
(2) 強制わいせつ罪 (176 条)	244
ア 保護法益 245	イ 客 体 245
ウ 行 為 245	
エ 主観的要件 245	オ 着手時期 245
カ 既遂時期 245	
(3) 強制性交等罪 (177 条)	246
ア 保護法益 247	イ 客 体 247
ウ 行 為 247	
エ 着手時期 247	オ 既遂時期 248
(4) 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪 (178 条) ...	248
(5) 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪 (179 条) ...	249
(6) 強制わいせつ・強制性交等致死傷罪 (181 条) ...	251

第3章

5 住居を侵す罪	252
(1) 総説	252
(2) 住居侵入罪(130条前段)	252
ア 保護法益 253 イ 客 体 253 ウ 行 為 253	
エ 着手時期 253 オ 既遂時期 253	
(3) 不退去罪(130条後段)	254
ア 保護法益 254 イ 客 体 255 ウ 行 為 255	
エ 着手時期 255 オ 既遂時期 255	
(4) 他罪との関係	255
6 秘密を侵す罪	255
(1) 信書開封罪(133条)	255
ア 保護法益 256 イ 客 体 256 ウ 行 為 256	
エ 着手時期 256 オ 既遂時期 256	
(2) 秘密漏示罪(134条)	256
ア 保護法益 257 イ 客 体 257 ウ 行 為 257	
エ 着手時期 257 オ 既遂時期 257	
(3) 親告罪(135条)	257
名誉・信用に対する罪	258
1 名誉に対する罪	258
(1) 名誉毀損罪(230条1項)	258
ア 保護法益 258 イ 客 体 259 ウ 行 為 259	
エ 着手時期 259 オ 既遂時期 259	
(2) 死者の名誉毀損罪(230条2項)	260
(3) 公共の利害に関する場合の特例(230条の2)	260
(4) 侮辱罪(231条)	261
(5) 罪 数	262
(6) 親告罪(232条)	262
2 信用及び業務に対する罪	263
(1) 信用毀損罪(233条前段)	263
ア 保護法益 263 イ 客 体 263 ウ 行 為 263	
エ 着手時期 263 オ 既遂時期 263	
(2) 業務妨害罪(233条後段、234条)	264

第 4 章

ア 保護法益 264	イ 客 体 264	ウ 行 為 264	
エ 着手時期 265	オ 既遂時期 265		
(3) 電子計算機損壊等業務妨害罪 (234 条の 2) …			266
財産に対する罪	_____		267
1 総 説			267
(1) 財産犯の体系			267
ア 領得罪と毀棄罪			268
イ 直接領得罪と間接領得罪			268
ウ 個別財産に対する罪と全体財産に対する罪			269
(2) 財産罪の客体			269
2 窃盗の罪			270
(1) 窃盗罪 (235 条)			270
ア 保護法益 270	イ 客 体 271	ウ 行 為 278	
エ 主観的要件 279	オ 着手時期 281		
カ 既遂時期 283	キ 罪数・他罪との関係 284		
(2) 不動産侵奪罪 (235 条の 2)			286
(3) 親族相盗例 (244 条)			286
(4) 窃盗罪の特殊類型			287
3 強盗の罪			288
(1) 総 説			288
ア 窃盗罪との比較 288	イ 詐欺罪との比較 288		
ウ 恐喝罪との比較 288			
エ 予備罪・親族相盗例の適用 289			
(2) 強盗罪 (1 項強盗罪) (236 条 1 項)			289
ア 保護法益 289	イ 客 体 289	ウ 行 為 289	
エ 故意・主観的要件 292	オ 着手時期 293		
カ 既遂時期 293	キ 罪数・他罪との関係 294		
(3) 強盗利得罪 (2 項強盗罪) (236 条 2 項)			295
ア 保護法益 295	イ 客 体 295	ウ 行 為 295	
エ 故意・主観的要件 295	オ 着手時期 296		
カ 既遂時期 296			
(4) 事後強盗罪 (238 条)			297

ア 保護法益 298	イ 主 体 299	ウ 客 体 299	
エ 行 為 299	オ 主観的要件 301	カ 着手時期 301	
キ 既遂時期 301			
(5) 昏酔強盗罪 (239 条)			302
ア 保護法益 302	イ 客 体 303	ウ 行 為 303	
エ 着手時期 304	オ 既遂時期 304		
(6) 強盗致死傷罪 (240 条)			304
ア 保護法益 305	イ 主 体 305	ウ 客 体 305	
エ 行 為 305	オ 未遂・既遂 306	カ 罪 数 307	
(7) 強盗・強制性交等罪、同致死罪 (241 条)			307
ア 保護法益 308	イ 主 体 308	ウ 客 体 309	
エ 行 為 309	オ 未遂・既遂 309		
カ 減輕・免除事由 309	キ 罪 数 310		
(8) 強盗予備罪 (237 条)			311
4 詐欺の罪			311
(1) 総 説			311
ア 保護法益 312	イ 客 体 312	ウ 行 為 312	
エ 着手時期 312	オ 既遂時期 312		
(2) 詐欺罪 (1 項詐欺罪) (246 条 1 項)			313
ア 客 体 313	イ 行 為 314	ウ 財産的損害 319	
エ 因果関係 320	オ 主観的要件 320		
カ 着手時期 320	キ 既遂時期 321		
ク 権利行使と詐欺罪 322			
ケ 罪数・他罪との関係 322			
(3) 詐欺利得罪 (2 項詐欺罪) (246 条 2 項)			322
(4) 詐欺罪の諸類型			325
ア 釣銭詐欺 325	イ 誤振込預金 326		
ウ 無銭飲食 326	エ 訴訟詐欺 327		
オ 不法原因給付 327			
(5) 準詐欺罪 (248 条)			328
(6) 電子計算機使用詐欺罪 (246 条の 2)			329
ア 客 体 329	イ 行 為 329	ウ 着手時期 331	

エ 既遂時期	331
5 恐喝の罪	332
(1) 総説	332
ア 保護法益	332
イ 客 体	332
ウ 行 為	332
エ 着手時期	332
オ 既遂時期	333
(2) 恐喝罪(1項恐喝罪)(249条1項)	333
ア 客 体	333
イ 行 為	333
ウ 財産的損害	336
エ 因果関係	336
オ 主観的要件	337
カ 着手時期	337
キ 既遂時期	338
ク 権利行使と恐喝罪	338
ケ 罪数・他罪との関係	339
(3) 恐喝利得罪(2項恐喝罪)(249条2項)	340
6 横領の罪	341
(1) 横領罪(252条)	341
ア 保護法益	341
イ 主 体	341
ウ 客 体	342
エ 行 為	344
オ 未遂・既遂	346
カ 不動産の二重売買	346
(2) 業務上横領罪(253条)	348
(3) 罪数・他罪との関係	350
ア 罪 数	350
イ 他罪との関係	351
(4) 占有離脱物横領罪(遺失物等横領罪)(254条)	352
7 背任の罪	353
(1) 背任罪(247条)	353
ア 保護法益	353
イ 主 体	353
ウ 行 為	354
エ 主観的要件	356
オ 財産上の損害	357
カ 未遂・既遂	359
キ 共 犯	359
ク 横領罪との関係	359
(2) 特別背任罪(会社法960条以下)	361
8 盗品等に関する罪	362
(1) 盗品譲受け等罪(256条)	362
ア 保護法益	362
イ 主 体	363
ウ 客 体	364
エ 行 為	367
オ 故 意	373
カ 罪 数	373

(2) 親族等の中の犯罪に関する特例 (257 条) …	374
9 毀棄・隠匿の罪 ……………	375
(1) 総説 ……………	375
(2) 公用文書等毀棄罪 (258 条) ……………	376
ア 客 体 376 イ 行 為 377	
(3) 私用文書等毀棄罪 (259 条) ……………	378
ア 客 体 378 イ 行 為 379	
(4) 建造物等損壊及び同致死傷罪 (260 条) ……	380
ア 客 体 380 イ 行 為 380	
ウ 建造物等損壊致死傷罪 381	
(5) 器物損壊罪 (261 条) ……………	382
ア 客 体 383 イ 行 為 383	
ウ 他罪との関係 384	
(6) 境界損壊等罪 (262 条の 2) ……………	385
(7) 信書隠匿罪 (263 条) ……………	385
ア 客 体 385 イ 行 為 385	

2

第 2 部 Part Two

社会的法益に対する罪

第 5 章 公衆の安全に対する罪 ————— 388

1 放火及び失火の罪 ……………	388
(1) 総説 ……………	388
ア 客体による分類 388 イ 保護法益 389	
ウ 放火及び焼損の概念 389	
エ 建造物の一体性の問題 391	
(2) 現住建造物等放火罪 (108 条) ……………	393
ア 客 体 394 イ 故 意 394 ウ 着手時期 394	
エ 既遂時期 394	
(3) 非現住建造物等放火罪 (109 条 1 項) ……	396
ア 客 体 397 イ 故 意 397	
(4) 自己所有非現住建造物等放火罪 (109 条 2 項) …	398

第 6 章

ア 公共の危険 398	イ 故意 398	
(5) 建造物等以外放火罪 (110 条 1 項)	……………	399
ア 公共の危険 400	イ 故意 400	
(6) 自己所有建造物等以外放火罪 (110 条 2 項)	…	401
(7) 建造物等延焼罪 (111 条 1 項)	……………	401
(8) 建造物等以外延焼罪 (111 条 2 項)	……………	402
(9) 放火予備罪 (113 条)	……………	403
(10) 罪 数	……………	404
(11) 消火妨害罪 (114 条)	……………	405
(12) 失火罪	……………	406
ア 失火罪 (116 条)		406
イ 業務上失火罪・重過失失火罪 (117 条の 2)		406
(13) 激発物破裂罪 (117 条)	……………	407
(14) ガス漏出等及び同致死傷罪 (118 条)	……………	408
2 往来を妨害する罪	……………	408
(1) 往来妨害罪 (124 条)	……………	408
(2) 往来危険罪 (125 条)	……………	409
公共の信用を害する罪	—————	411
1 通貨偽造の罪	……………	411
(1) 総 説	……………	411
ア 保護法益 411	イ 国際的保護 411	
(2) 通貨偽造罪 (148 条 1 項)	……………	412
ア 客 体 412	イ 行 為 412	ウ 主観的要件 414
エ 未遂・既遂 415	オ 罪 数 415	
(3) 偽造通貨行使等罪 (148 条 2 項)	……………	416
ア 客 体 417	イ 行 為 417	ウ 主観的要件 417
エ 未遂・既遂 417	オ 罪数・他罪との関係 418	
(4) 外国通貨偽造罪・偽造外国通貨行使等罪 (149 条)	……………	419
(5) 偽造通貨等取得罪 (150 条)	……………	421
(6) 取得後知情行使等罪 (152 条)	……………	422
(7) 通貨偽造等準備罪 (153 条)	……………	422

ア客 体 423	イ行 為 423	ウ主観的要件 423	
エ罪 数 423			
2 有価証券偽造の罪			423
(1) 総 説			423
ア位置付け 423	イ保護法益 424		
(2) 有価証券偽造等罪 (162 条 1 項)			424
ア客 体 424	イ行 為 426	ウ主観的要件 427	
エ罪 数 428			
(3) 有価証券虚偽記入罪 (162 条 2 項)			428
ア客 体 428	イ行 為 429	ウ主観的要件 429	
(4) 偽造有価証券行使等罪 (163 条 1 項)			429
ア客 体 429	イ行 為 430	ウ主観的要件 430	
エ罪 数 430			
3 支払用カード電磁的記録に関する罪			431
(1) 総 説			431
(2) 支払用カード電磁的記録不正作出罪 (163 条 の 2 第 1 項)			431
ア客 体 432	イ行 為 433	ウ主観的要件 433	
エ他罪との関係 434			
(3) 不正作出支払用カード電磁的記録供用罪 (163 条の 2 第 2 項)			434
(4) 不正作電磁的記録カード譲渡し等罪 (163 条の 2 第 3 項)			435
(5) 不正作電磁的記録カード所持罪 (163 条の 3)			436
(6) 支払用カード電磁的記録不正作出準備罪 (163 条の 4)			437
ア支払用カード電磁的記録情報取得・提供罪 (163 条 の 4 第 1 項)			437
イ支払用カード電磁的記録情報保管罪 (163 条の 4 第 2 項)			437
ウ支払用カード電磁的記録不正作出器械原料準備 罪 (163 条の 4 第 3 項)			438

4	不正指令電磁的記録に関する罪	439
(1)	総説	439
(2)	不正指令電磁的記録作成等罪(168条の2)	439
	ア客 体 440 イ行 為 440 ウ主観的要件 441	
(3)	不正指令電磁的記録取得等罪(168条の3)	441
	ア客 体 441 イ行 為 441 ウ主観的要件 441	
5	文書偽造の罪	442
(1)	総説	442
	ア体 系 442 イ保護法益 443 ウ客 体 443	
	エ行 為 446 オ主観的要件 448	
	カ罪数・他罪との関係 448	
(2)	公文書偽造等罪(155条)	449
	ア客 体 449 イ行 為 450	
(3)	虚偽公文書作成等罪(156条)	451
(4)	公正証書不実記載等罪(157条)	452
	ア公正証書不実記載等罪(157条1項) 452	
	イ免状等不実記載罪(157条2項) 454	
(5)	偽造公文書行使等罪(158条1項)	454
	ア行 為 455 イ罪 数 455	
(6)	私文書偽造等罪(159条)	455
	ア客 体 456 イ行 為 458	
	ウ私文書偽造罪の諸問題 459 エ罪 数 461	
(7)	虚偽診断書等作成罪(160条)	462
(8)	偽造私文書等行使罪(161条1項)	462
(9)	電磁的記録不正作出罪(161条の2第1項、2項)	463
	ア私電磁的記録不正作出罪(161条の2第1項) 463	
	イ公電磁的記録不正作出罪(161条の2第2項) 463	
(10)	不正作出電磁的記録供用罪(161条の2第3項)	465
第7章	風俗秩序に対する罪	468
1	総説	468
2	わいせつ・重婚の罪	468
(1)	公然わいせつ罪(174条)	468

ア 保護法益 468	イ 行 為 468	
(2) わいせつ物頒布等罪 (175 条)	469
3 賭博及び富くじに関する罪	471
(1) 総 説	471
(2) 単純賭博罪 (185 条)	471
(3) 常習賭博罪 (186 条 1 項)	472
4 礼拝所及び墳墓に関する罪	472
(1) 総 説	472
(2) 死体損壊等罪 (190 条)	472

3

第 3 部 Part Three

国家的法益に対する罪

第 8 章 国家の作用に対する罪 476

1 公務の執行を妨害する罪	476
(1) 公務執行妨害罪 (95 条 1 項)	476
ア 保護法益 476	イ 客 体 477	ウ 行 為 478
エ 故 意 483	オ 罪数・他罪との関係 484	
(2) 職務強要罪 (95 条 2 項)	485
(3) 封印等破棄罪 (96 条)	486
(4) 強制執行妨害目的財産損壊等罪 (96 条の 2)	487
2 逃走の罪	488
(1) 総 説	488
(2) 単純逃走罪 (97 条)	490
ア 主 体 490	イ 行 為 491	ウ 未遂・既遂 491
(3) 加重逃走罪 (98 条)	491
ア 主 体 492	イ 行 為 492	ウ 未遂・既遂 493
エ 罪 数 494		
(4) 被拘禁者奪取罪 (99 条)	494
(5) 逃走援助罪 (100 条)	495
(6) 看守者等による逃走援助罪 (101 条)	496
3 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪	496

(1) 総説	496
(2) 犯人蔵匿・隠避罪(103条)	497
ア 客体 497	
イ 行為 498	
ウ 故意 499	
(3) 証拠隠滅等罪(104条)	499
(4) 親族による犯罪に関する特例(105条)	500
(5) 証人等威迫罪(105条の2)	500
4 偽証罪(169条)	501
5 虚偽告訴罪(172条)	502
6 公務員職権濫用罪(193条)	502
7 賄賂の罪	503
(1) 総説	503
ア 保護法益 504	
イ 主体 504	
ウ 職務に関し 505	
エ 客体 507	
オ 行為 509	
カ 故意 510	
(2) 単純収賄罪(197条1項前段)	511
(3) 受託収賄罪(197条1項後段)	511
(4) 事前収賄罪(197条2項)	513
(5) 第三者供賄罪(197条の2)	513
(6) 加重収賄罪(197条の3第1項、2項)	514
(7) 事後収賄罪(197条の3第3項)	515
(8) あっせん収賄罪(197条の4)	516
(9) 贈賄罪(198条)	517
(10) 没収及び追徴(197条の5)	518



第4部 Part Four

特別刑法

第9章	暴力行為等処罰に関する法律	523
第10章	その他	527